

## 双葉電子健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

双葉電子健康保険組合（以下「当組合」という）は、被保険者やそのご家族（以下「加入者」という）から頂いた各種届出や申請書等に記載されている個人情報、加入者が医療機関等を受診された際に、医療機関等から当組合宛に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という）」に記載されている個人情報、加入者が健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、健康保険事業に利用しています。

当組合の個人情報の利用目的は、広い意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付を行う」為であり、「加入者の健康の保持増進の為に必要な事業を行う」事に当たりますが、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、個人情報保護委員会および厚生労働省が示したガイドライン等において、より詳細で限定的な目的とする事が望ましい事とされています。

については、当組合は、個人情報の利用目的や利用方法を、次のように行う事を公表致します。

### 1 適用関係の各種届出等については、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理する事によって、加入者台帳等「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」のチェック作業が終了した後、「健康保険被保険者証」の発行を行います。
- ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書等の収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還して頂き、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分致します。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加がある時は、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施の為の対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡する事もあります。

- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む）から、資格喪失か否か等、保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等、有資格者か、資格喪失者か、について回答します。
  - ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診等が疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整の為、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等について、他の保険者等に照会し確認します。
  - ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。又、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
  - ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関及び同機関提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。
- 2** 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
- ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
  - ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
  - ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日などを照会し、給付決定します。
  - ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
  - ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
- 3** レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
- ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
  - ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認する為、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、確認を取ります。
  - ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無などについて、医療機関に確認する為、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。

- ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用すると共に、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
- ・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・ レセプトデータを基に、健康保険業務システム業者公益財団法人日本生産性本部に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の医療費明細書等を日本語に翻訳する為、外部翻訳業者に委託します。
- ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請する為、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とする為、個人情報 を消した上で、教材として用います。

#### 4 健康診断については、希望者による人間ドック及び特定健診を実施します。

- ・ 結果数値については、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 当組合は、健康診断について人間ドックを実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てて行く事としております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較する事によって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

## 5 その他保健事業の実施について

- ・ウォーキング大会の参加者から提出して頂いた写真や感想文に事業所名、イニシャルを付し、ホームページ、業務連絡に掲載します。

## 6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿、事業所担当者名簿について

- ・組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動などの際に用います。
- ・組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡などに用います。

## 7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）により、行政機関等の行政事務を処理する者の中で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、番号法に定める利用範囲を超える場合、特定個人情報から個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

## 8 オンライン資格確認等システムの利用について

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているもので、このシステムを利用することで、被保険者が当組合に加入する前に加入していた保険者の資格関連情報や、特定健診の情報を当組合が提供を受けることができます。また、このシステムに当該の情報を登録することで、被保険者が他の保険者に新たに加入した場合、新たな保険者は当組合の登録した情報の提供を受けることができます。

被保険者が、旧保険者で実施された特定健診の情報をオンライン資格確認等システムによって当組合に提供することを希望しない場合は、その旨を申し出ることにより、当組合は旧保険者から特定健診情報の提供を受けません。

また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

- (1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の文書管理規程に則り、規程保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さない事とします。
- (2) 規程の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄又はリース返却します。

なお、当組合が保有する個人情報については、当組合が実施する健康保険事業以外には用いません。